

## 「住民監査請求 経過報告」

1. 住民監査請求とは
2. 常勤支援員数の推定結果  
～勤務時間の実態調査～
3. 監査請求の内容
4. 監査結果の内容

# 住民監査請求制度の概要（１）

## ○ 住民監査請求制度（自治法（以下、「法」という。）第242条）～監査請求前置主義～

### 1 住民監査請求とは

地方公共団体の住民が当該団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、これを予防し又は是正することで、住民全体の利益を守ることを目的とする制度。

請求をできる者は、法律上行為能力を認められている限り、自然人でも法人でも可能。1人であってもよい。

### 2 監査請求の対象（法第242条第1項）

当該普通地方公共団体の長、委員会、委員又は職員による違法・不当な財務会計上の行為又は財務に関する「怠る事実」。

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得・管理・処分
- ③ 契約の締結・履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課・徴収を怠る事実又は財産の管理を怠る事実

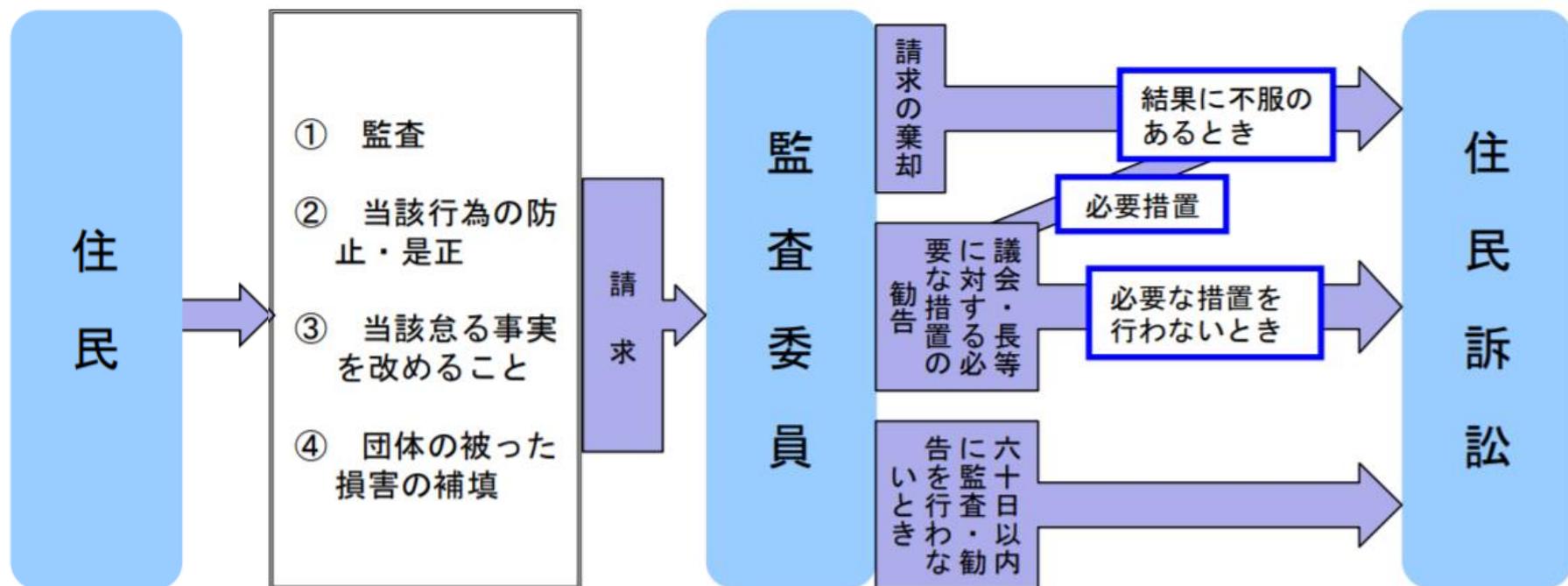
※①～④は当該行為がなされることが相当な確実性をもって予測される場合を含む

### 3 監査請求の内容（法第242条第1項）

- ① 当該行為を防止し、又は是正すること
- ② 当該怠る事実を改めること
- ③ 当該行為・怠る事実によって当該普通地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

# 1. 住民監査請求とは

## 住民監査請求制度、住民訴訟制度及び職員の賠償責任の手續上の流れ



総務省HPより

# 1. 住民監査請求とは

## ○ 住民監査請求

(単位:件)

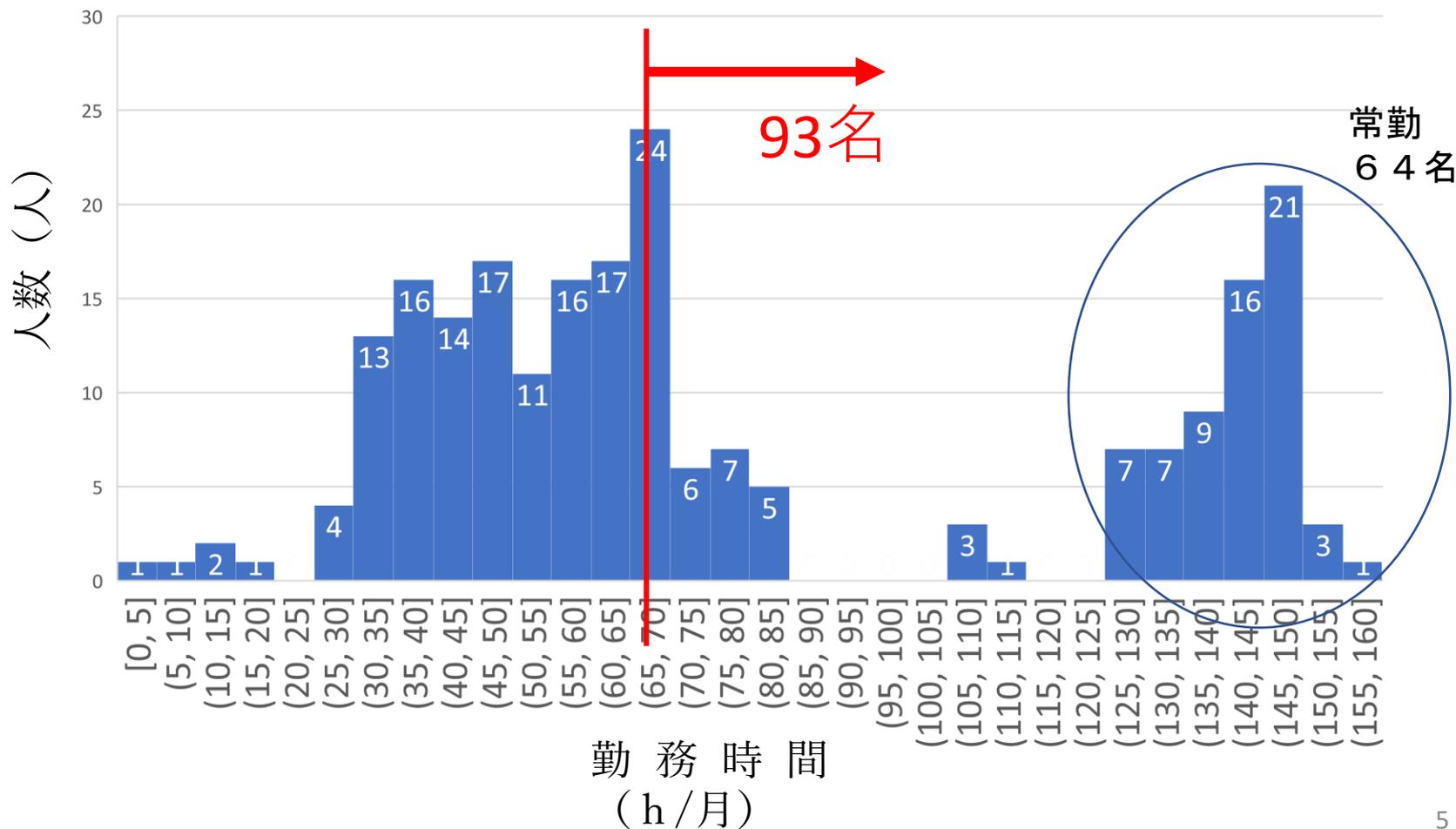
	監査請求の件数	うち取下げ	うち却下	うち棄却	うち勧告を行ったもの	うち監査結果を出さなかったもの(合議不調)
都道府県	338	13	187	125	11	2
市区	1,159	20	440	625	64	10
町村	301	4	106	173	16	2
合計	1,798	37	733	923	91	14

※注1 住民監査請求の件数は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に請求があったものの計数である。

出典：総務省調べ

## 2. 常勤支援員数の推定結果 ～勤務時間の実態調査～

勤務時間別指導員構成人数  
(2019年11月、トライ シフト予定より)



## 2. 常勤支援員数の推定結果 ～勤務時間の常勤調査～

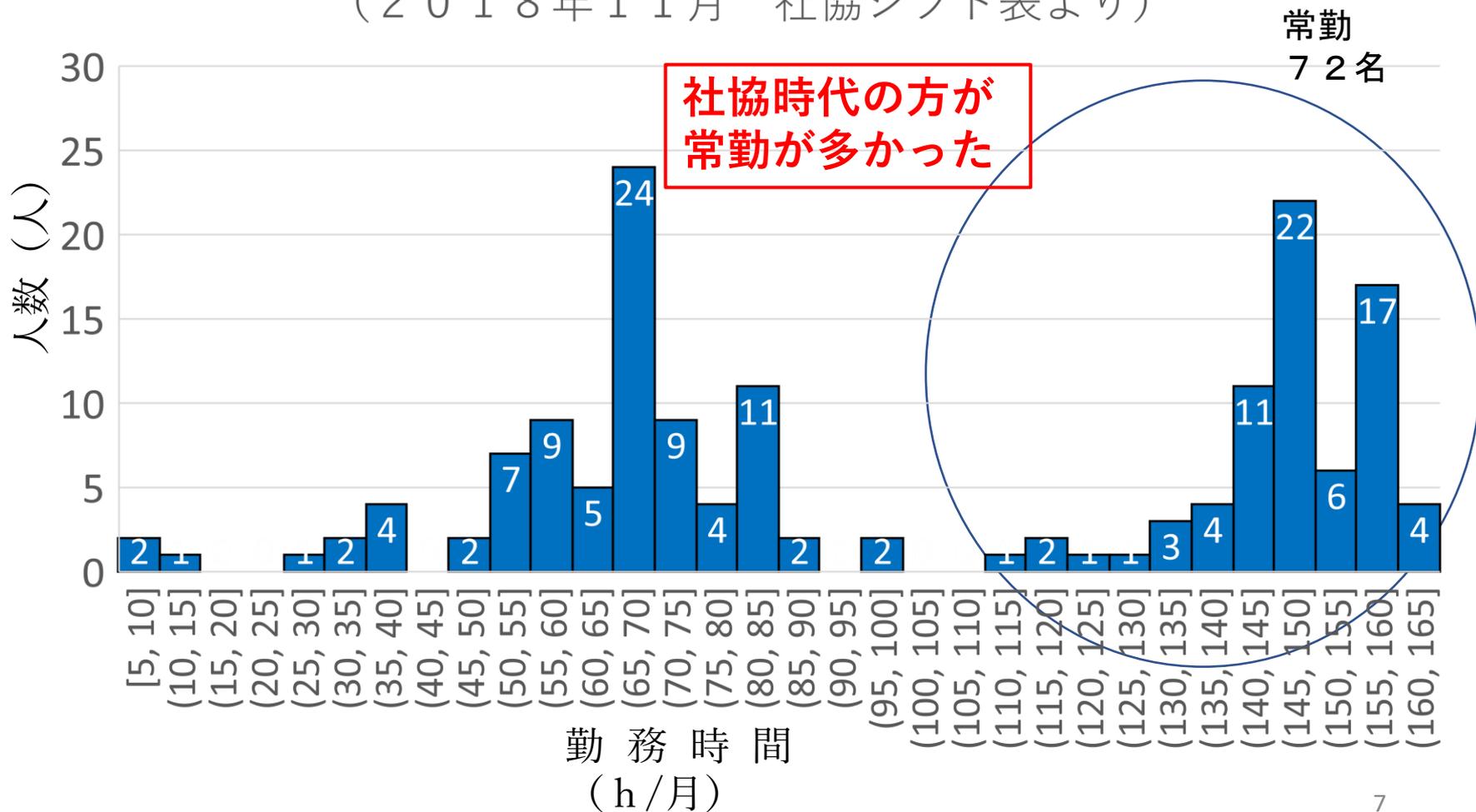
非常勤

令和 / 年度 | 月分 | シフト表

日	曜日	クラブ予定	学校予定	12:00	12:00	12:00	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00	14:00
1	金			12:00 19:00	12:00 19:00	12:00 19:00	14:00 18:00							
2	土		土曜参観	17:30 19:00	/	17:30 19:00	/	/	/	/	/	/	/	/
3	日	文化の日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
4	月	振替日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
5	火	①		12:00 19:00	12:00 19:00	12:00 19:00	14:00 18:00							
6	水	会議	休	10:00 19:00	10:00 19:00	10:00 19:00	14:00 18:00	/	14:00 18:00	14:00 18:00	/	14:00 18:00	14:00 18:00	14:00 18:00
7	木	空調点検	休	12:00 19:00	12:00 19:00	12:00 19:00	14:00 18:00	14:00 18:00	14:00 18:00	/	14:00 18:00	14:00 18:00	/	14:00 18:00
8	金		参観	12:00 19:00	12:00 19:00	12:00 19:00	14:00 18:00	/	14:00 18:00	14:00 18:00	/	14:00 18:00	14:00 18:00	14:00 18:00
9	土			/	17:30 19:00	16:30 19:00	/	18:00 18:00	/	/	/	/	15:30 18:00	/
10	日			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
11	月	一日保育		17:30 19:00	17:30 15:00	17:30 15:00	14:00 18:00	8:15 12:15						
12	火	② 全会		10:00 19:00	10:00 19:00	10:00 19:00	14:00 18:00							
13	水			12:00 19:00	12:00 19:00	12:00 19:00	14:00 18:00	/	14:00 18:00	14:00 18:00	/	14:00 18:00	14:00 18:00	14:00 18:00

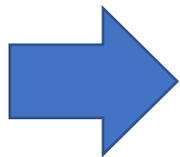
## 2. 常勤支援員数の推定結果 ～勤務時間の実態調査～

勤務時間別指導員構成人数  
(2018年11月 社協シフト表より)



### 3. 監査請求の内容

- ・春日部市長並びに子ども未来部長に対する措置請求。
- ・仕様書・協定書通りに常勤支援員が配置されていない。  
（93名配置すべきところ、60数名しか配置されていない）
- ・常勤支援員であるべきところが、非常勤支援員に置き替えされている。
- ・シフト表からの集計で、80時間未満と100時間以上の2つのグループに明確に分かれる。（100時間以上は64ないし67名）
- ・勤務時間に2倍もの差がある双方を「常勤」と呼ぶのはおかしい。
- ・社協時代は39クラブに対し「71名配置」の実績もあり、明らかに後退している。
- ・議会答弁では、国のガイドラインを引き合いに出し、論点をすり替えている。  
（仕様書・協定書では「複数配置」ガイドラインでは「1人は補助員でよい」）
- ・社協には、欠員を理由に委託量を減額しているが、トライには満額支払った。
- ・常勤の配置は保育の質に直結する。少なくなっていることは大きな問題。



- ・市は、トライに対して改善の要請を
- ・出来ない場合は委託料の削減など
- ・最終的に解決しない場合は指定の取消を

## 4. 監査結果の内容

### 請求を棄却

#### <春日部市の弁明書>

- ・社協からの支援員と新たな採用者の間に確執。
- ・一部のクラブで満たしていなかっただけ。全体では足りていた。
- ・アンケートで一定の評価があるので、保育の質は確保できている。

論点と無関係

常勤の定義

#### <監査委員の判断…棄却の理由>

- ・社協との引継ぎで、「常勤」の明確な定義が無かった。
- ・募集時に仕様書を見直すべきだった。
- ・配置表において「有資格者」をウオッチしていた。
- ・常勤93名配置を想定して指定管理料を算出。常時93名いたたので問題ない。
- ・仕様書では、条例以上の要求をしている。
- ・R2年4月1日に市とトライで「常勤」の定義を確定。

見直していいの！

論点のすり替え

常勤の定義

仕様書に沿わなくていいの！

質の低下！

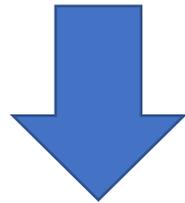
質の低下！

#### <監査委員からの意見及び要望として>

- ・仕様書の作成に対する注意。
- ・支払い手続きに関する注意。
- ・支援員不足に対し、「短時間勤務も有効に活用」「ルールの見直し」の提案。

<保護者への説明会> (2018年9月)

保護者「常勤とは、8時間勤務している人ですか？」  
保育課長「そうです。常に毎日いらっしゃる方です。」



<現在>

「支援員資格保有者は常勤」

このままでいいのでしょうか？